

Soewojo Wojowasito dan Soewito Santoso. *Kamus Kawi(Djawa Kuno)* —Indonesia. Malang : Lembaga Penerbitan I. K. I. P., 1969. 327pp.  
[mimeographed]

カウイ語(古代ジャワ語)は、インドネシアで高等学校の文化コースにおいても必須科目として教えられているにもかかわらず、その辞書については、今までのところ優れたものとしては、Winter, C. F. のカウイージャワ語(1880), Tuuk, H. N. のカウイーバリーオランダ語(1897~1912), Juynboll, H. H. の古代ジャワ—オランダ語(1923)があるくらいであり、また、いずれも稀覯書となって一般的というわけにはゆかない。一方、小さなカウイージャワ語、カウイーインドネシア語(例えば、Wirjosuparto, R. M. S. のもの、1952.) 辞書は若干あるが、これは簡単に過ぎて十分な使用にとっても堪えることができなかった。

ここに紹介する辞書の序言にもある通り、カウイー—インドネシア語辞書の必要性は強く望まれ、感じられていたのである。Wojowasito は中部ジャワ Malang の国立 Brawidjaja 大学の教授、インドネシアでは唯一の言語学史 (*Linguistik—Sedjarah Ilmu Perbandingan Bahasa—*, 1959) を書いているほか、カウイ語文法・読本 (*Kawisastra*, 1956.) のような著作もある。ただし、この辞書の原稿は、Adiparwa, Rāmāyana, Bhāratayuddha, Sutasoma を出典として Santoso が作成したのであり、Wojowasito はその原稿の校閲者である。この辞書は、Juynboll のものよりはるかに語彙数も増え、多種類の作品・文献を読むのにたいそう便利となった。しかし、Juynboll に見られた各語例に対する出典をすべて省いてしまったことのほか、各語彙における接辞の使用例を大幅に縮小したために、詳しい接辞法をこの辞書によって知ることはできなくなった。例えば、tinggal の項では、atinggal “残す” 一語のみを掲げてあるが、Juynboll には、matinggal “留まる” から始まって13例が出ている。また、マライ・ポリネシア諸言語に一般的な前鼻音化現象(接頭辞と語根との間に、語根の語頭音と同器官的な鼻音

を発生させる現象)はカウイ語において、特に重要な意味を持ち、その現象を起こす・起こさないが意味的弁別をになう場合がある。bañcana の項では、それがサンスクリット wañcana の借用語であることを示すと同時に、“災難、奸計、失望”の意味を記すのみであるが、実は、mabañcana “唆かす”、mamañcana “欺く”のように意味的相違が接辞法によって生ずることをこの辞書は何も教えてくれないのである。

このような不満の点があるとはいえ、また、タイプ印刷のため不鮮明な箇所も多少あるにもかかわらず、その収録された語彙数において、この辞書はカウイ語学に対する一つの大きな貢献となるものである。また、特に地方の出版事情の困難な中において Malang の高等教育大学 (I. K. I. P.) 出版の払われた努力を認めるにやぶさかではない。

(崎山理・大阪外大)

ECAFE. *Water Legislation in Asia and the Far East.* Water Resources Series No. 31. New York : ECAFE/UN, 1967. xii + 183 pp.

ECAFE から出されている Water Resources Series(第22号までは旧名の Flood Control Series)は従来よりこの地域の水問題に関するまとまった情報をわれわれに提供してきてくれた。このシリーズは通常、水文学的あるいは技術的な側面をとり扱うことが多かったが、この第31号は事務局による域内各国の「水関係法」の概説的研究成果を特集したものである。

ECAFE 事務局は1962年の第19回総会を契機として域内各国の水関係法典の収集、英訳、比較検討というかなり困難な事業に着手し、Dante A. Caponera (アフガニスタン、ブルネイ、ビルマ、中華民国、香港、イラン、ニュージーランド、シンガポール、タイおよび西サモワ諸島を担当)、Lydia L. Vendiola (フィリピンを担当)、金沢良雄(日本を担当)を中心メンバーとし、事務局から各国政府への質問書に対する詳細な回答をもとに、1967年いちおうの集大成を終えた。このうち本書がカバーして

いる諸国はアフガニスタン、ブルネイ、ビルマ、中華民国、香港、イラン、日本、ニュージーランド、フィリピンおよびタイにわたっており、州ごとに異なった法体系をもついわゆる連邦国家（オーストラリア、マレーシア、インド）については本書の続刊に収められる予定ということである。

本書に収められた範囲では域内諸国の水関係法の比較研究にまでは進んでいないが、水関係法そのものの立法が立ち遅れているこの地域で、各国別に関連するあらゆる法典、法律および一部の政令の中から「水に関する項」を抜き出し、解説を加え、さらに水に関する行政機関の機能にまで言及しているので本書の資料的価値はきわめて高いと言える。

本書の構成は国によって精粗の差はあるが、Ⅰ序論（法体系、法理念略記）、Ⅱ水に関する法律列記、Ⅲ水の所有権、Ⅳ水の利用権、Ⅴ水利用の優先権に関する規定、Ⅵ水利用関係法律（家庭雑用水、農業用水、工業用水、交通、漁業、域内環境保全のための水利用など）、Ⅶ水の有害作用に関する法律（洪水、排水、土砂沈積、塩害、土壤保全）、Ⅷ廃水、水質および水質汚濁規制、Ⅸ地下水、Ⅹ水に関する行政機関の組織と機能（政府機関、水利用者団体などを含む）、Ⅺ特別立法による水資源開発機関、Ⅻ水利構造物に関する規制、Ⅼ保全地帯および地域の宣言、Ⅽ水関係法履行に関する諸規定、Ⅾ現行水関係法に対する短評となっている。

この地域のたとえば農業水利開発を阻害するものの一つとして『水は天からの恵み』というように水利権の設定の不明確なことがしばしば指摘される。本書においては「水の所有権」と「水の利用権」を明確に区分しており、これらに関する成文法、慣習法の所在と条項を明らかにしている。所有権に関しては、アフガニスタンとイランを除く湿潤地域の国家では所有権は国家に帰属すると定められているのに対し、乾燥地域の国家では水源を開発した個人の所有に帰するという規定が目立つことは興味深い。水利権に関しては、日本と中華民国を除いては成文化された水利権法がない場合が多いが、この場合も民法・商法・財産法典などのある条項に、一部はかんがいに関する法律の中に、あるいは乾燥地域では各地方の慣習法の中にかなり明確に規定されているを見出すことができる。タイのかんがいに関する

法令に例をとってみると、普通われわれが引用するのは State Irrigation Act B. E. 2485 (1942) および B. E. 2497(1954), People Irrigation Act B. E. 2482 (1939), Dikes and Ditches Act B. E. 2505 (1962) であるが、より一般の水利用に関する水使用の権利、水の用益権と使い方の権利の範囲などについては民法商法典の多くの条項で明文化されていることを知る。われわれが水利権などについてももう少し進んで研究しようとする場合、このようにより一般的な法律に、あるいは乾燥地域では各地方の慣習法にまで立ち入らなければならないわけである。私のように法学プロパーの門外漢にとっては上位の法律にさかのぼって検索してゆくことは難事中の難事であるが、本書には記述の論拠として引用した法律名と条項番号がもらさず注記されているので、この点が非常に便利である。

以下Ⅵ, Ⅶ, Ⅸ章は国によって精粗の差が大きいが、水利用の諸面と汚濁規制など最近問題となりつつある諸面に関して網羅的に簡潔に記載したところに資料的価値があり、Ⅹ, Ⅺ, Ⅻ, Ⅽ章は行政機構を知る上で格好の概要書ともなっている。とくに中華民国の水利組合については詳しい。

以上「水法」の研究書としては記述が平仄でつまみ方が足らぬ部分もあるのであるが、広範囲に網羅的に水関係法をとり扱ったことが本書の資料的価値を高めているように思われる。

なお、本年3月に農林省農地局の部内執務参考資料として本書の日本を除く各国に関する部分の邦訳が出されている。（『東南アジアにおける水法』農林省農地局、昭和45年3月）

（海田能宏・東南ア研）

Jere R. Behrman. *Supply Response in Underdeveloped Agriculture: A case study of four major annual crops in Thailand 1937-1963*. Contributions to Economic Analysis 55, Amsterdam: North-Holland Publishing Co., 1968. 439 pp.

本書の主題は中部および東北タイにおける一年生